

5、地下水汚染浄化事業の不備を知ったうえでの市長の判断

市長に最後に伺います。今回の事業、弁護士や有識者の見解も無視という形になっています。浄水所取水地へのリスクは低い、まちづくりに対する影響も不明確、健康への被害もない、汚染者負担の原則にのっとらない。法的根拠もなく、唯一の根拠は市長の政策判断です。このような状況で34億円の支出を行っていいのでしょうか、34億の政策判断を行ってよいのでしょうか、お答えください。

井上哲也市長

先ほども御答弁申し上げましたが、地下水の環境保全、議員さんもおっしゃっていたんですが、市民の皆さんの生命と財産を守る、要望書もいただいております、市民の皆さんから。長い間不安を抱えている市民の皆さんの安心、安全を守ると、そういった観点から、この問題を公共の福祉の問題として捉えて、この現状を考慮すると、早急に対策を練らなければいけないという判断をさせていただきます。